

35 年々労働諸資料
88-7 no. 44
64

児童権利宣言

— 1959年11月20日国際連合第14回総会採択 —



厚生省・「児童福祉週間」中央委員会

35年5月 32p

児童権利宣言

目次

児童権利宣言……………	三
児童憲章……………	八
ジュネーヴ児童権利宣言……………	一〇
一、児童権利宣言が採択されるまで……	一一
二、児童権利宣言の内容について……	一三
(1) 前文……………	一三
(2) 第一条……………	一四
(3) 第二条……………	一五
(4) 第三条……………	一七
(5) 第四条……………	一八
(6) 第五条……………	二一
(7) 第六条……………	二六
(8) 第七条……………	二七
(9) 第八条……………	二八
(10) 第九条……………	二九
(11) 第十条……………	三二

このパンフレットの利用について

国際連合総会は昭和三十四年十一月二十日「児童権利宣言」を決定したので、昭和三十五年全度全国児童福祉週間はこれを特に記念して行うこととなった。

「児童福祉週間」中央委員会は中央関係の実施事項の一つとして「児童権利宣言」の趣旨普及にあてるためこのパンフレットを配付することとしたのである。そこで関係条文について、法務、文部、厚生、労働の各省、警察庁、最高裁など関係者から原稿を集めて児童局がとりまとめた。

発行部数に自ら制限があるので、これを受領した人は次の様な要領で利用され、その効果を十分に挙げられるようお願いいたします。

一、「児童権利宣言」趣旨普及の機会に際しては、大いに引用すること。

二、小グループの関係者間で回覧すること。

三、我が国の「児童憲章」と対比しながら研究を重ね、その理解を強めること。

四、今回の児童福祉週間限りのものとせず、常に用い続けられるよう努力すること。

五、小地域内の母親クラブや子供会などに對して利用する場合は、もつと容易なものにつくりかえられるならば、最もそれが願わしいこと。

六、殊に各条項に關する説明事例などはごくその一部にすぎないから、各地方毎に特色のあるものは補足せられたいこと。

児童権利宣言

(一九五九年十一月二十〇日)
(国連第一四総会において採択)

前 文

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、一九二四年のジュネーヴ児童権利宣言に述べられており、また、世界人権宣言並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、
よって、ここに、国際連合総会は、

児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るよう努力することを要請する。

第一条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族のいづれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第二条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるとの機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当っては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

第三条

児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第四 条

児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第五 条

身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。

第六 条

児童は、その人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できるかぎり、その両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道德的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する。子供の多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい。

第七 条

児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

第八 条

児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

第九 条

児童はあ、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。

児童は、適当な最低年令に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又はその身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に、従事させられ又は従事することを許されてはならない。

第十條

児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという充分な意識のなかで、育てられなければならない。

児 童 憲 章

(昭和二十六年五月五日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。

六、すべての児童は就学のみちを確保され、また十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、

また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任、その他不当な取扱からまもられる。

あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するよう、みちびかれる。

ジュネーヴ児童権利宣言

(一九二三年)

ジュネーヴ宣言と呼ばれるこの児童の権利に関する宣言により、あらゆる国の男女は、児童に対し最も優れた総てのものを与えるのが人類の義務であることを認め、次のような義務を持つことを確認する。

一、児童は、人種、国籍及び信仰がどのようなものであろうとも保護されなければならない。

二、児童は、家族の全体性を尊重しつつ、援助されなければならない。

三、児童は、物質的にも、道徳的にも、精神的にも、正常に発達するようになされなければならない。

四、飢えた児童には食物が与えられ、病んだ児童は介抱され、発達が遅れた児童は助力を受け、社会生活に適応しない児童は再教育され、孤児や棄児は収容されなければならない。

五、児童は、危難の時には救済を受ける最初のものでなければならぬ。

六、児童は、社会救済及び保障の処置を全面的に享受しなければならない。児童は、時が来れば、生計をたてることができるよう配慮され、且つ、あらゆる搾取に対して保護されなければならない。

七、児童は、その最良の長所を同胞のために役立てるといふ自覚の中に育てられなければならない。

一、児童権利宣言が採択されるまで

国際連合総会でこの児童権利宣言が決定されたのは昭和三十四年十一月二十日のことである。わが国も加盟国の一員として賛成の一票を投じたわけであるが、この趣旨普及にあたって先ずこれが採択されるまでの経緯を述べることにしたい。

この宣言が、国際連合で決定をみる迄には随分長い年月がかかっている。国際連合は、昭和二十年六月に誕生したものであるが、それが活動を始めて間もなく、加盟諸国の希望である児童の福祉をはかるための方策が論議され、昭和二十三年十二月十日に世界人権宣言が採択されたときには、その中に児童の保護についての規定も設けられた。更に児童の福祉を促進するため、児童の権利を具体的に定める必要があるという声が強くなって、児童の権利宣言を作ろうということになった。

即ち、昭和二十四年、国際連合の一機関である社会委員会が事務総長に対して児童の権利宣言案を作ることを要請した。事務総長の作成した最初の宣言案は、翌二十五年五月の第六回社会委員会に提出され、この委員会はオーストリア、ブラジル、フランス、イラク、ユーゴスラビアの五カ国からなる小委員会に審議せしめて、宣言案を決定し、これをその上級機関である経済社会理事会に提出した。人権委員会の意見をきくこととなり、宣言案の実質的な審議は、人権委員会で行なわれることになった。

こゝで人権委員会は、わが国を含め各加盟国に意見を求めながら審議したが、なかでもわが国は既に「児童憲章」があるが、国際的規模で児童の権利宣言を採択するのは賛成であること及び日本の児童憲章の中の

(イ) 家庭に恵まれない児童には、これに代る環境を与えること。

(ロ) 児童にはよい遊び場と文化財を用意し、わるい環境から守ること。

(ハ) あやまちを犯した児童は適切に保護すること。

の三点を考えるよう求めていた。

こうしてようやく昭和三十四年に入って宣言案を作りあげ、これを経済社会理事会に回付し、同理事会はこの案をそのまゝ第十四総会に提出した。

国連総会本会議は、八二カ国から集る一国五名の代表、五名の代表代理からなる大世帯なので、いちいちの議題の審議は到底本会議ではできないので、審議は各種委員会に付託された。この案は社会、人権及び文化に干渉する第三委員会に付託され、同委員会では活潑な討議を行なって十月十九日修正案を作成し、この案が総会本会議に提出され、全会一致で本決りとなったものである。

次にこの邦訳については法務、外務、文部、厚生、労働等関係各省間で協議の結果、確定訳を定めた。

なお、昭和三十四年十二月十六日、参議院において左の決議を行った。

(児童の権利に関する決議)

国際連合総会は昭和三十四年十一月二十日「児童の権利宣言」を決定したが、右はわれわれが常に考えている児童の福祉に関する願望と全く合致するものである。

よって本院はこれを全面的に支持し、かつ宣言の趣旨徹底を期す。

右決議する。

最後にジュネーヴ児童権利宣言を述べなければならない。そもそもこれは世界人権宣言に先立つみ

なもとゝなつたもので、今の国際児童福祉連合の前身である国際児童救済連合という児童福祉関係の国際民間団体が世界の児童福祉を促進するため大正十二年にジュネーヴで宣言した。これを今の国際連合の前身である国際連盟がその翌年、この宣言の趣旨に共鳴し国際連盟の宣言として採択したのがジュネーヴ児童権利宣言と称されるものである。

二、児童権利宣言の内容について

(一) 前 文

この前文を読むと児童権利宣言成立の基盤が何であるか、明らかにされている。今その要点を逐次ならべると次の通りである。

- (イ) 国際連合加盟の諸国が国際連合憲章で基本的人権を確認し生活水準の向上を決意したこと。
- (ロ) 世界人権宣言で掲げるすべての権利と自由とをすべての人は権利として保有すること。
- (ハ) 児童は特別に守り世話する必要があること。
- (ニ) かゝる保護を要することはジュネーヴ児童権利宣言及び世界人権宣言その他により認められていること。

(ホ) すべての人は児童に対し最善のものを与える義務があること。

(ヘ) 国際連合総会は両親や政府などに対しこの権利を守るよう要請すること。

以上の六項であるが最後の項で示すようにこの精神を広く世の人々に訴え、これを守り、更にあらゆる必要な措置を講ずるよう要望している点は特色ありといえよう。

ゆとゆにおいて感ずる如く、機会があつたら国際連合憲章と世界人權宣言をあらためて読み直してその認識と理解をつよめておくといふ。ゆでいう児童については我々の間でも、しばしば論議的となるが、国連総会でもかなりこの点が問題となった。例えば母の胎内にやどつたその瞬間から保護を要すると主張する国に対して、その決定は困難である理由から反論を述べる国もあり、児童の定議について三日も四日も論議が続いたとのことである。結局これは生前及び出生後のこともということ、内容に掲げる通り「その出生前後において……」という表現となつた次第である。

大正十二年につくられたジュネーヴ児童權利宣言もその前文に「あらゆる国の男女は、児童に対し最も優れた總てのものを与えるのが人類の義務であることを認め、云々」と謳っているが同じことがこれにも表われている。然し世界人權宣言が児童權利宣言の直接の母体となつたことも明らかである。この前文に相当するものはわが国の児童憲章では次のような短い表現となつていて、経過については何もふれていないが、その精神については変りないことは言う迄もない。

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

児童憲章の本文は十二の原則より成るが、これは十の原則より成っている。

(2) 第一 条

「児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。……」

これらの権利は人種、信条、性別、社会的身分や門地によって差別されることなく与えられなければならない。十八世紀頃までは児童は単に成人を小さくしたものと考えられていたが、今日では児童はその心身の発達から全く成人と違った因子を有することを認められている。

従って与えられる権利が現実にあつたためには、我々おとなが十分に児童の味方となって思いやりをしてやらなければ完全に果されない。このことは権利といつても無暗矢鱈に児童に与えられるものではないことをいうのであつて、教育的な必要を含めて与えられるものでなければならぬ。児童の味方となつて思いやることはその心理や能力を辨まえ理解を持つことである。日本では児童は満員車内でも当然座席を与えられるような習慣があるのはまあよいとして、あまりにも庇護され過ぎて児童の傍若無人さを感じることすらある。権利を与えることはこのような結果をもたらすようでは正しい与え方ではないから、こゝで唱える権利、またその与え方というものは世界人権宣言において認められたものであり、与え方は正しく与えられたものでなければならぬ。かゝる意味の正しい権利こそ、あらゆる差違とは関係なく、しかも正しく与えられるよう努力しなければならない。それは日本国憲法第十四条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に通ずる。

戦争の落し子といわれる混血児は、その権利が無視されるような事では遺憾であるが、幸いにも一般の理解と適切な指導により一般児童に伍して機会均等を得ている事は喜ぶべきである。

(3) 第二 条

「児童は、特別の保護を受け、……及び社会的に成長することができるとの機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。……」

児童福祉法の第一条には「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とあって児童の健全育成や保護についてその必要性を定めている。十八才未満の児童三千数百万人を対象としてその福祉をこの法律で守ること、としている。

児童青少年の健全な育成をはかるため、都道府県によっては深夜外出、有害興行の観覧など青少年に有害な行為を禁止し、保護者及び一般人の監護義務を規定した青少年保護育成条例を制定している処もある。

教育の面では殊に知的、精神的成長のために機会と便益を教育基本法で明示している。即ち一般人はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うほか、国立及び公立学校の義務教育は授業料を徴収しないことを定めている。

児童で犯罪をおかしたもの、おかすおそれのある者などは一般人の場合と違って法律上もその取扱を異にしている。例えば少年法が別に定められて二十才未満のものが、この適用を受けるが如きものである。十四才未満の非行少年は児童福祉法によって保護指導されるが、居宅保護が件数としては多いがなかには収容保護を要するものもある。かゝる非行少年のため教護院が各都道府県に設置義務として課されているが、この収容保護は単なる矯正でなく家庭的愛情をもって行うことになっている。

日常最も関係深い交通については、昭和三十五年十月施行予定の新しい道路交通法第七十一条二項に「……監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して

その通行又は歩行を妨げないようにすること。」と定め車両の運転者に遵守させている。これは現在も道路交通取締法施行令に唱えられていることで、今回は一層強化して法にもり込まれるように考慮されている。学童の登下校の交通安全や一時的道路面解放による児童遊戯奨励策などはなお一段と努力されてよい。例年実施の交通安全運動は今年は五月十六日より十日間にわたり実施されるが、この機会を通じて児童の交通安全を強めるのは、全国統計をみて明らかな通り幼児を交通禍から守る上にも意義深いことである。

(4) 第三 条

「児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。」

我が国では出生して姓名をつけられない児童は一人もない。親に出生前に男が生まれたら何、女が生まれたら何と予め決めている人もある。別に名付親がいてその人の意見をきくこともある。生後七日目には命名式をしてお祝をする。法律上では十四日以内に親は出生届を市町村長に提出することとなっているので、必ずこの日までは姓名がつけられるから、出生の時から姓名をもつ権利は当然みとめられている。生後間もない棄児などは市町村長が名付親となることがよくある。

国籍については、国籍法第二条によって「子は、左の場合には、日本国民とする」とし四つの場合を示し出生による国籍の取得を明らかにしている。国籍についての権利は日本人については余りにも明らかであるからあまり問題を感じていないが、この機会に記録しておくことよい。

本条はわが国については特に意を用うることもないほど平々たるものであるが、外国のうちには依然、児童についてかゝる権利が侵されているところがあるから特に掲げられたものと思われる。われ

われも世界の一隅にかゝる事情が現実存在するならば早く改められるよう、心から希望する次第である。

(5) 第四 条

この原則に関連して、わが国における状況の主なものにつき順次述べてこの理解を深めることとする。

(4) 児童と社会保障

「児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。」

わが国の社会保障は外国と較べて児童は必ずしも充分な取扱いを受けていない。疾病保険では医療は原則として被保険者の扶養家族は五割の給付が受けられるが、児童はこの扶養家族として給付される。残り五割の一部負担については既に各方面から軽減が主張されている。傷病手当金も失業保険金もその扶養する児童には考慮を払っていない。厚生年金保険においては扶養児童一人につき年額四千八百円の加算を認めている。国民年金制度では母子年金、遺児年金が給付されるが、福祉年金では母子福祉年金が認められていても、遺児福祉年金は未だ認められていない。外国によくみられる児童手当の如きは現状では考えられそうもないが、今後の課題となろう。

(4) 乳幼児の保健指導

「児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。」

児童福祉法の定めるところによりその実施勸奨は都道府県によって行なわれることになっているので、保健所を中心として実施され、一部は市町村の自主的活動によって行なわれている。昭和三十三年にはその

取扱件数は三五七万件をこえたが、そのうち二八二万件が乳児で占められ、六才未満の幼児は七六万件に過ぎない。一人当りの指導回数も極めて少ないので、今後は幼児の件数のみならず指導回数を一層ふやすことが緊要と考えられる。

(四) 学校保健の充実整備

「児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する」

学校では戦後新しい教育課程で保健教育に特に力を注いでおり、昭和三十三年学校保健法の制定後は、学齢児童の健康診断とその事後措置の徹底、特に就学時の健康診断の実施を義務づけ、又学校の環境衛生の改善整備、保健主事、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭などの学校保健専門職員の設置奨励等に大きな効果を挙げている。

(二) 母子衛生

「……児童とその母は、出生前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。」

児童とその母は、保健衛生面において特別に保護される必要があり、母は妊娠中、出産及び産後において特別な保護が与えられなければならない。

わが国では保健所を中心として妊産婦、乳幼児の健康診査及び保健指導、未熟児に対する訪問指導及び医療の給付、母子健康センターの整備、母子衛生地域組織の普及、家族計画の普及等の事業が実施されている。然し母子衛生の現状を見ると、乳児死亡率は近年低下してきたが、なお先進諸国との差が著しく、妊産婦死亡率に至っては出生万対一五、二で、近年改善の傾向が見られず、西欧先進諸国と較べて数倍に上っており、死産率も亦増加の傾向にある。以上のことは、今後妊産婦、乳幼児の

保健衛生面の強化に一そうの努力をする必要がある。

母子福祉

「……児童とその母は、……及び保護を与えられなければならない。……児童は、……住居、……を与えられる権利を有する。」

前節で出産前後の保護について述べたが、母子については特にその他の部分につき保護する必要がある。それは夫と死別又は離別した女子が精神的及び経済的打撃をうけ、児童を養育することはわが国の実情では極めて困難なことなので、かゝる母子世帯の苦しみを公共の責任においてできるだけ軽くし、母としての責任を遂行させて児童福祉を図ることが大切である。全国母子世帯一五万のうち約四〇万世帯が十八才未満の児童をかゝえ、月収一万円未満が四八%を占める。そこで母子福祉資金の貸付、母子相談員による相談指導、生活保護法による母子加算、母子寮への入所措置、公営住宅への優先的入居、課税免除等が保護対策として行なわれている。殊にわが国の母子寮は外国ではあまり例のないもので現在は六五〇カ所をこえ、約一万一千八百世帯を収容している。母子寮以外で児童のみの住居は必要に応じ第五条の原則で説明する通り児童福祉施設が用意される。

母子福祉の完全を期する為、最近母子福祉センターが設けられることになったが、これは、都道府県内における母子福祉事業を推進する中枢機関として、母子家庭に対する各般の相談指導や、生業や就職の指導、或いは学生寮、母子の一時宿泊施設の利用等母子福祉事業を総合的に行う施設であり、とりあえず本年度は二カ所設けられているが、漸次全国に設置される予定であり、将来における母子福祉事業の推進母体として期待されている。

学校給食の発展

「児童は、滴当な栄養、……を与えられる権利を有する。」

戦後直ちに始められた学校給食は、完全給食と補食給食を合し児童総数に対して現在小学校六四・四%、中学校一〇・四%の状況であるが、この学校給食の実施により家庭の食事にあり勝な栄養欠陥が補なわれて児童の栄養が改善され、その発育が大きく助長され、戦争によって破壊された青少年の体格が昭和二十八年で戦前水準に達し、今日ではこれを上廻って発達する大きな原因となっている。

(ト) レクリエーションの振興

「児童は、……レクリエーション及び……を与えられる権利を有する。」

地域社会におけるレクリエーションの中心として児童のために期待されるものとしては児童館や児童遊園や体育館などあってこれらを児童は十分利用でき、或は児童厚生員の指導を受けることが出来る。今日児童館は一三〇カ所、児童遊園は四〇〇カ所をこえている。殊に昭和三十五年度厚生省予算の新しいものとしてこどもの国（仮称）建設に関するものが認められた。これは、いわば国立の児童遊園及び児童館で、規模としては従来に見ない遙かに大きなものでわが国最初のものである。年長の青少年にはとくにスポーツ活動の一般化、その普及奨励に文部省も力を注いでいる。

このような施設は、文部省、厚生省関係ともすべて国から設置補助が出ているが、かゝる部面は、児童の健全育成上からも、今後の発展を期することが肝要と思う。

(6) 第五 条

「身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。」

(4) 学校における保健

第四条において何として述べた処であるが、学齡兒童の健康の保持増進をはかるため昭和三十三年学校保健法の定めるところによって、学校環境衛生、健康診断、健康相談、伝染病の予防などの保健管理が行なわれる。疾病のあるもので経済的理由で適切な医療を受けることができないものには、ある特定の伝染性又は学習に支障を及ぼす疾病及び十二指腸虫病で、学校から治療の指示を受けなければ地方公共団体は国の補助をうけてその費用を援助する。

要保護のものゝ学校給食費は生活保護法で補助されるが、このほか準保護兒童については半額を国が補助して現在約三三万人をみている。

(4) 学校における教育

障害の別に、即ち盲児のためには盲学校、ろう児のためにはろう学校、肢体不自由児、精神薄弱児、病弱児及び虚弱児のためには養護学校もしくは特殊学級が設けられている。

盲学校及びろう学校は何れも義務教育であって現在盲学校は七三、ろう学校は九二あり、就学率は四〇%乃至七〇%位となっている。就学率を一そう高めるため法律によって費用を国から補助している。なお義務教育のほかに高等部を設け、盲ろう児の将来の社会的自立の基礎を養っている。

そのほか幼稚部をおくことができるようになっていたので最近では盲学校三、ろう学校二九の計三二校に幼稚部を設け、幼児数四九四名を数えるに至った。特にろう児は幼時よりの指導が肝要なので今後の発展がのぞまれる。

養護学校は精神薄弱、肢体不自由、病弱及び虚弱の障害別に通常、設けられ、幼稚部、小学部、中学部及び高等部がおかれ夫々に応じた教育が施こされる。しかし法律は都道府県に設置義務がありそ

の実施期日は政令に委ねられているが、未だその政令は出されていない、近く出る予定である。学校数は肢体不自由児一一、精神薄弱児一四、その他一一計三七校ある。

特殊学級は養護学校と同様に心身の障害別に、小学校又は中学校に設けられ、養護学校に比し簡易に設けられ分散的だから特殊教育の場として適している。従って今後精神薄弱児は特殊学級の増設をはかり、なるべく市町村に設置義務を負わし得られるような態勢をつくるよう努めている。小学校の特殊学級は現在、精神薄弱児一、〇六二、肢体不自由児九九、身体虚弱一三二、その他一三七、計一、五二九、また中学校の特殊学級は夫々五四七、五二、四八、六六、計七一三であって、合計二万八千余名が属している。

例 児童福祉施設における保護

それぞれの障害に応じて要保護児童を乳児院、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、盲児施設、ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、教護院及び精神薄弱児通園施設に入所させて保護する。昭和三十四年七月末現在ではこれらの施設数は一万をこえ、入所児童数は七二万に達しているが、概して施設は不足勝で、殊にし体不自由児と精神薄弱児は目立っている。義務教育については施設長がこれを受けさせる義務を負っている。

し体不自由児は全国で二〇万をこえ、このうち六〇％以上は医療を要し、かつその大部分は適切な医療と指導を加えれば将来独立自活の知識技能を習得することが出来るものと考えられている。児童福祉法は療育指導、育成医療の給付、補装具の交付及び修理又は肢体不自由児施設収容をもってこれに對しているが、施設々置に多額の費用を要するので新設が容易でない。

精神薄弱児は白痴と痴愚に属する者だけでも二八万をこえているから、魯鈍級を含めるとこれの數

倍となろう。これに對し精神薄弱児施設は一〇九、通園施設は一八、計一二七となり、児童は約七千名の入所に過ぎないから、今後の拡充整備が一そう必要である。

両親の労働、疾病などで保育に欠ける児童に対して保育所が全国に約九千六百カ所設置され、約六万人の児童が保育されている。農繁期には季節保育所が諸所に設けられる。

適切な親又はこれに代る人がいないため養護に欠ける児童は養護施設に収容保護される。今日五五〇カ所をこえ約三万五千名を入所せしめている。この対象児は本条の社会的に障害ある児童であるが、最近はいわゆる孤児が激減して家庭の犠牲となった児童が多く、加えて精神薄弱児施設や虚弱児施設の不足からかゝる該当児がやむなく養護施設に入所する現状である。

(二) あやまちを犯した少年

終戦直後、少年の犯罪は、爆発的に増加して戦前にくらべて倍増し、その後もなお増加の傾向が続いて、昭和二十三年には一応のピークに達したのである。その後は逐次減少していったのであるが、昭和三十年頃からふたたび増加をはじめ、昭和三十四年には刑法に違反する少年は一七六、八九九名となり、昭和二十六年の数をはるかに上回る数を記録することになった。さらに、最近は暴力的な犯罪や性犯罪が極めて多くなっており、集団的な犯罪ややり方の残酷なものなどが目立って増加している。また再犯が増加していること、低年令層の増加が著しいことなど昭和二十六年頃とは異なった傾向を示していることは注目しなければならないところである。

少年期の非行の多くは、成長の過渡期にあり勝ちな一時的な変調としてあらわれるものであり、この時期を過ぎて人格の完成期に至れば正常な社会人として社会に貢献できるようになるのが通例である。ただ、この少年期における非行がくり返えされたりあるいは少年の環境が余りにも悪いときは、

この時期に犯罪的人格が作りあげられるのであって、根強い累犯性もまたこの時期に生じてくる。国民のすべてが児童によい環境を与え、悪い環境を排除して非行を予防するとともに、すでに非行におちいった者に対しては、適切な治療の処置を施していかねばならないというのは、このためにほかない。

あやまちを犯した少年の大部分は、まず警察官の手を経て児童相談所、家庭裁判所、検察庁へ送致あるいは通告されて治療の手がさしのべられるのであるが、児童に対する治療の効果は最初に児童に接触したときから始まり、また、いかなる機関にいかなる形で引き継がれるかによっても左右される。

このために警察は、昭和二十四年以来、少年を取扱うための特別の部門をもうけてあやまちを犯した少年の輔導に当たっている。これが、いわゆる少年警察である。少年警察の仕事は、少年の保護と非行防止であるが、その基本的な理念は、少年の健全育成の精神であって、成人犯罪者に対するのとは違った方法で非行の早期発見と適切な少年の処遇に重点を置いて活動をしている。

あやまちを犯した少年は第二条の原則で説明した通り、収容保護する際は児童福祉法によって教護院が之に充てられている。全国に国立教護院一カ所を含め五六カ所あって約四千八百名を収容し治療教育するが、非行児の多発、低年齢化によって一その拡張整備が叫ばれている。殊に本年度中に女子を専門とする定員百名の国立教護院が新設される予定である。教護院はその大部が夫婦職員が一小舎を受持ち教護児と共同生活をなし家族的に運営して効果を挙げている。義務教育については院内で実施するよう認められている。

社会的に障害ある児童は、特に養護に欠ける児童として養護施設へ収容するが、これと平行して里親委託が行なわれる。殊に低年齢児は一般に歓迎されているが、目下里親登録数は約一万八千名、里子は九千三百名で、未委託の里親がかなり残っている。諸外国では里親制度が盛んであるからわが国でもこの方面に一そうの発展策を考えなければならぬと思われる。

(7) 第六 条

「児童は、できる限り、その両親の愛護と責任の下で、……育てられなければならない。」

わが国の児童憲章第二に「すべての児童は、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、それにかわる環境が与えられる」とあるが正しく之に相応する。どんな逆境にあつても努めてその両親が児童を育てることはわが国の風俗慣習であるが、それは児童の人格の完全な発展のためであることに注意する外、愛情と道徳的物質的保障のある環境の下に育てることは我々のもっと考慮すべき点であろう。

「幼児は、例外的な場合を除き、その母から引離されてはならない。」

児童福祉施設の一つとしてわが国では母子寮があるのは児童の福祉を期すればこそ夫から離れた母と一しょに収容するのであって、母が伝染病や精神病に罹っていない限り、まだ独立に及ばない幼児を母から離してはならない。親の労働のため幼児を保育所へ入所せしめる場合があるが、社会保障の発展充実に伴ない、むしろ親は労働せず家庭にあって幼児を自ら養育するのが将来の理想であろう。

「社会及び公の機関は、……特別の養護を与える義務を有する。……」

児童福祉法第一条と第二条で、すべての児童は生活を保障され、また国及び地方公共団体は保護者

とともに児童を健やかに育成する責任を負うことゝなっている。われわれは敢えてこの法律をまつまでもなくこれを守らなければならないが、こゝでいう多子家庭の児童に対して、費用の点ではわが国では未だしの感がつよい。例えば英国の児童手当は貧富や階級の如何に拘らず支給される如きは、将来の問題として研究すべきであらう。

家庭のない児童などは第五条の原則で述べた通り、児童福祉施設に収容保護するか、または里親へ委託するかにより、必要に応じ全額公費負担により十分な養護が与えられる。

(8) 第七 条

「児童は、教育を受ける権利を有する。」

世界人権宣言第二十六条は「すべての人は、教育を受ける権利を有する」旨規定し、日本国憲法第二十六条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」旨規定している。

児童の一般的な教養をたかめるため機会均等の原則に基いて、その能力、判断力並びに道德的社会的責任感を発達させるため、学校における教育課程の全国的な基準を定めているほか、人間尊重を基盤とする民主道德の体系を教育的に編成した道德指導の基準を示しその指導時間を学校に特設している。

児童が心身ともに健全に発達するためには、まずその両親が健全な教養を身につけ、子どもに正しく接してゆく態度を培うことが大切である。こゝに両親教育の重要性があり、婦人学級、社会学級な

ど社会教育上必要な学級講座ならびにPTA婦人会等における成人教育活動が奨励されなければならない理由がある。更に家庭を場とする教育の重要性は教育基本法にも明示されており、社会教育のあらゆる機会を通じてこれらの重要性が強調され、そのための各種の行事集会が実施されている。

児童の校外生活、家庭生活においても健全な遊戯、レクリエーションが適正に与えられるよう、大人の責任においてその環境が整備されねばならない。児童愛護班の委嘱、優良映画図書の選定、推薦、児童文化施設の設置、子ども会等の育成指導が行なわれているが、今後一そう盛んにいたしたい。

教育を受ける権利に対する侵犯として受理された全国の件数は昭和三十四年度は一一九件に達しているほか、最近では町村合併からむ児童生徒の登校拒否が多くなっている。かゝる事はこの際、子供の人権を尊重する意味で子供を大人の争いの道具にする事は厳に反省するよう致したい。

厚生省関係では児童遊園や児童館、或は児童厚生員などが諸所に設置されていることはすでに第四条に關係して述べたところであるが、これはたとえば児童の事故死の防止に十分役立っていることは注目すべき施策といえよう。元來、わが国の事故死は顯著なもので交通事故、溺死など殊に幼児については見のがすことはできないことなので、児童遊園や児童館の設置はこの面からも要請されている。

(9) 第八 条

「児童は、あらゆる状況にあって、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含められなければならない。」

ジュネーヴ児童権利宣言にはこれと同じことがあるが、児童のみが最初に救済される趣旨だったも

のが、児童以外に救済されるものがあればそれと共に救済される趣旨に改められた。例えば火急の場合、不具者や老人に優先して児童を救済するように義務づけることは間違っている、との考慮からいわれたとのことである。従って優先という観念を児童だけに限定しないのである。

(10) 第九 条

「児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。」

憲法第二十七条第三項は「児童はこれを酷使してはならない。」と規定している。また児童憲章十前段にも「すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。」とうたわれている。

子供の酷使、虐待を防止するためには、労働基準法、児童福祉法等の保護法規があるが、問題なのは、これら法規の行きとどきにくい家内労働や街頭労働（夜の花売り、菓子売り等）等において子供の人権が侵害される危険性が非常に多いことである。一番問題なのは、いわゆる街のボスに場銭を取られるなど中間搾取があり、またこの中には未就学児童が存在しているということである。

その他、継子いじめ、幼不具者等の虐待、子供を追つれとする親子心中、人身売買等子供の人権尊重の立場から考えなければならぬ多くの問題がある。

これら児童の虐待、酷使及び人身売買などを禁止する法律には、刑法、児童福祉法、労働基準法、売春防止法等がある。これは、人として児童のために守るべき最低線である。この最低線を確保する第一次的な責任機関は警察であるが、統計によると、この最低線をはみ出して法令に触れる行為をし

た者の数は、現在なお相当数あるようである。たとえば、昨年中には保護者等による児童の傷害、傷害致死傷、暴行等の犯罪は加害者一一〇名、被害者一四八名、保護する責任のある者による幼者遺棄が加害者八〇名、被害者八八名、児童福祉法違反が加害者四五五名、被害者四八五名、労働基準法の強制労働、中間搾取の規定、年少者の保護に関する規定等の違反は加害者二一四名、被害者二八一名となっている。保護者等による傷害暴行等一九世紀的な犯罪は相当数少なくなっているが、いまなおあとを絶たないで重大な結果を生じているのは遺憾なことである。

警察は、これらの虐待、酷使されている児童の早期発見、救出等のため積極的に活動しているが、過去の事例からみても、重大な事態に至らない前に児童の保護をまっとうする為には地域住民の協力とく必要である。

「児童は、適当な最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、……」

児童の労働による身体、精神諸機能の障害を防止しその育成を図る保護立法は、英米その他多くの国において制定されているが、我が国においても明治末期において工場法が公布され戦後労働基準法がこれを受けつぎ、児童労働者を保護している。

日本国憲法第二十七条では「児童は、これを酷使してはならない。」また、児童憲章第八条では「すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。」とつたわれている。

労働の面における虐待、搾取は、長時間労働、深夜業、中間搾取及び前借金等の形をとって表われるが、労働基準法によってこれを禁止し、労働基準監督署がその監督指導にあたる。

同じように、最低年令についても、労働基準法第五十六条において工業的企業においては満十五才未満の児童の使用を禁止している。

最近一部地区で商店等における一せいで休日制や初任給引き上げや退職金制が成功を取めたが、この実例よりも明らかな通り、かつては、その労務管理においていちじるしく非近代的といわれた商店が、いまや年少者の余暇生活の善用にも配慮するようになって来たのは喜ばしい。

我が国には、十八才未満の年少労働者が一〇〇万人もいる。それに労働基準法の適用されない家内労働、家事使用人等を加えると約三〇〇万人の年少者が就業している。その労働の激しさにおいては農家の家庭に働らく家族の児童の方が工場の年少者よりはるかにまさることも十分あり得る。このように至る処に問題がある。従って児童の労働は、両親その他の保護者、使用者、同僚、教師その他多くの人に關係をもち、その人々の理解と協力なくしては十分に保護されない。

法律等においては整備され保障された児童の権利を現実化するためにもこの宣言を機会にすべての人がまず自分の周囲から改善するようにしたいものである。

(11) 第十 条

「児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。……」

成人の世界では人権關係では平等であっても、他の部面でいろいろな差別を厳然と構えている場合がよく見受けられるが、児童までも、これの巻きぞえを食わせることは是非おたがい避けたいものである。特に児童はそれが古くからの慣行であっても、差別を助長するおそれがあれば成人と異なる

り、それに押し倒され易いからである。この機会に我々の周囲にこのような慣行がないだろうかを確かめよう。若しこんな誤った慣行があれば此の際払拭しなければならないのである。

児童憲章第十二は「すべての児童は愛とまことによって結ばれよい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる」として本条の後半に対応している。われわれは常に児童に対し、心掛けて接しよい公民に育てあげるよう努力する必要がある。

昭和三十五年五月一日発行

厚生省官房総務課広報班

